

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について（第二種交付金の額の算定方法等に関する規定の整備）

（諮問第3214号）

<目 次>

1	諮問書	1
2	概要	2
3	電気通信事業法施行規則及び 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る 第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の 一部を改正する省令案	7

(案1)

(公印・契印省略)

諮問第※※※※号

令和8年※月※※日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条の4第1項による第二種交付金の額の算定方法等を定める等のため、別紙のとおり第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）の一部を改正することとしたい。

ついては、電気通信事業法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(第二種交付金の額の算定方法等に関する規定の整備)
概要資料

令和8年4月9日
総合通信基盤局
基盤整備促進課

第二号基礎的電気通信役務制度 全体概要

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化、離島・山間地等の地理的条件の地域差に端を発し、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ令和4年の改正電気通信事業法により、第二号基礎的電気通信役務制度を創設

BBユニバの対象^(※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担対象事業者^(※2)から徴収する**負担金を原資とする交付金**を交付対象事業者^(※3)に対し**交付**することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する**維持管理費用の一部を補填**

- ※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限
- ※3 第二種適格電気通信事業者をいう。支援区域において一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^(※4)に一定の規律

- 契約約款の作成、届出義務
- 約款に基づく役務提供義務 等

※4 交付対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

- ③ 交付金額等認可申請
- ④ 認可

交付対象事業者^(※3)

支援区域で
BBユニバを提供

- ① 交付金・負担金額算定のためのデータの算出

⑦ 交付金交付

**基礎的電気通信役務
支援機関**

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

交付金・負担金額の算定等

交付金・負担金額等の確定

⑦ 交付金交付

負担対象事業者^(※2)

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



⑥ 負担金納付

⑦ 交付金交付

⑥ 負担金納付

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申

(第二号基礎的電気通信役務関係)

- ✓ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度を創設した令和4年電気通信事業法改正法の附則には、施行（令和5年6月16日）後3年が経過した場合（令和8年6月16日）における施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる、いわゆる「3年後検討」の規定が存在するため、制度の運用と並行して、施行の状況についての検討が必要。
- ✓ この一環として、まずは、第二種適格電気通信事業者の指定を受けた3者（NTT東日本、NTT西日本及びZTV）から、初の原価算定を終えての経験に基づく本制度に対する要望・提案を聞き取り（次頁参照）、これを踏まえ検討・検証を行い（次頁参照）、取りまとめた今後の検討の方向性は以下のとおり。

検討の方向性

- 第二種適格電気通信事業者から聞き取った要望・提案は、今後の検討に向け示唆に富むものであり、総務省において、今後、第二種負担金の納付義務を負う者などからの要望・提案も聞き取り、すべてを俎上に載せて「3年後検討」を行うことが適当。
- その上で、第二種交付金の額に直接の影響がない、または、第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がない次の4点については、必ずしも今後の「3年後検討」を待つ必要はなく、速やかに、次に掲げるとおり検討を進めることが適当。

NTT東西 要望・提案④：特別支援区域指定の際に、大幅赤字、未整備、公設の理由も開示すべき。

- 第二種適格電気通信事業者が指定を受けるうえで有用な情報となることから実現する方向で速やかに検討を進めること。

ZTV 要望・提案①：住所情報と、国勢調査の町字KEYCODEとを紐付けたツール等を準備すべき。

- 第二種適格電気通信事業者にとっても有用であり、第二種適格電気通信事業者として指定を受けるインセンティブにもなり得ることから、総務省において実現する方向で、速やかに検討を進めること。

ZTV 要望・提案②：適格事業者による基礎的電気通信役務収支表の提出に当たり、自社の会計年度に応じた提出も許容すべき。

- 第二種適格電気通信事業者の裾野を広げる観点からも有効であるため、まずは現行の電気通信事業法の規定の範囲内において、他の法令における「年度」「事業年度」といった用語の解釈との整合性にも留意しながら、実現する方向で速やかに検討を進めること。

NTT東西及びZTV 要望・提案③-1：原価計算時に基礎とした支援区域と次年度の交付金の交付時に基礎とする支援区域は整合的であるべき。

- 第二種適格電気通信事業者における経営の予見可能性の確保の観点から、指定・解除のサイクルとそのバランスを考慮し、同じタイミングで支援区域の指定・解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めること。

省令事項

(参考) ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項 (二次答申抜粋)

NTT東日本及びNTT西日本からの要望・提案

- ①-1 新たに光ファイバを整備して提供する基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに整備をした区域をすべて未整備の特別支援区域として指定し、当該赤字部分について第二種交付金の対象とすべき。
- ①-2 法施行日以前に譲受した公設設備、法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべき。
- ①-3 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべき。
- ② 第二種適格電気通信事業者となる者が増加するような仕組みを導入すべき。
- ③-1 毎年11月に支援区域の新たな指定・解除が行われたとしても、同年8月の原価計算時に基礎とした支援区域と、次年度4月以降の第二種交付金の交付時に基礎とする支援区域は、整合的であるべき。
- ③-2 新規整備・民設移行を行った地域では、その後の状況変化によらず継続的に第二種交付金が交付される仕組みについて議論すべき。
- ④ 特別支援区域指定の際に、大幅赤字、未整備、公設の理由も開示すべき。
- ⑤ 現状はサービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約2年間を必要とするが、より早期に交付金の交付を開始すべき。
- ⑥-1 これまで明示的に議論をしていない既存の海底ケーブルの維持費についても交付金の対象であることを確認したい。
- ⑥-2 海底ケーブルが必須な離島等の町字はすべて特別支援区域とし、これらの町字で生ずる赤字についても第二種交付金の対象とすべき。
- ⑦ 交付金や補助金の対象外となる自治体費用も補助金等により支援すべき。

ZTVからの要望・提案

- ① 通常の業務において顧客管理に用いている住所情報と、第二種適格事業者としての業務で用いなければならない国勢調査の町字KEYCODEとを紐付けたツール等を準備すべき。
- ② 特に前事業年度の収支が黒字である場合（一般支援区域についての交付金が交付されない場合）は、適格事業者が毎年行わなければならない基礎的電気通信役務収支表の提出に当たり、自社の会計年度に応じて、4月1日～3月31日以外の期間の会計年度による提出も許容すべき。
- ③-1 毎年11月に支援区域の新たな指定・解除が行われたとしても、同年8月の原価計算時に基礎とした支援区域と、次年度4月以降の第二種交付金の交付時に基礎とする支援区域は、整合的であるべき。
- ③-2 その後も継続的に第二種交付金が交付される仕組みについて議論すべき。
- ④ 担当支援区域における自然災害からの復旧費用も交付金の対象とすべき。

主な構成員の意見

- 「3年後検討」においては、3者の要望・提案を参考に、もう少し使い勝手のいい制度に改めるという観点も含めて議論を行うべき。
- 「3年後検討」においては、令和7年度の電気通信事業法改正により創設された制度との整合性を考慮に入れて議論を行うべき。
- 令和7年度に創設された制度との整合性を考慮しつつも、条件不利地域におけるサービスの安定的な提供の確保、未整備地域の解消促進、公設設備から民設設備への転換促進といった既存の制度の目的の充足を一義として考え、「3年後検討」における議論を行うべき。
- NTT東西④、ZTV①、②については第二種交付金の額に直接の影響があるとは思えないため、「3年後検討」を待たずに、第二種交付金の額に影響のない範囲で、速やかに、要望・提案を実現する方向で検討を進めるべき。
- NTT東西及びZTV③-1は、同じタイミングで支援区域の指定・解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、「3年後検討」を待たずに、なるべく早く、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めるべき。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 概要

- ✓ 令和4年電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）により創設されたブロードバンドユニバーサルサービス制度は、同改正法の附則第6条において、いわゆる「3年後見直し」が規定されている。
- ✓ 「3年後見直し」の検討に向け、審議会（情通審）に諮問したところ、一部事項については施行後3年を待たずに速やかに検討することが適当との一部答申（令和8年3月16日）がなされたことから、当該事項（のうち省令事項）について必要な措置を講ずるもの。

① 適格事業者による財務諸表等の会計年度の緩和（施行規則40条の4の5、40条の5の2、二号算定等規則5条）

適格事業者が総務大臣に提出する財務諸表等は、電気通信事業会計規則を参照しており、4.1-3.31を事業年度としている。財務諸表等の提出を求める趣旨は、適格事業者の昨年度の収支状況を確認するものであり、黒字であった場合には、一般支援区域や特別支援区域（大幅な赤字区域に限る）は交付金の交付対象とならない。適格事業者の会計年度が4.1-3.31以外の場合、これらの区域が交付金の交付対象とならないことを確認するために、会計監査人による監査等を改めて行う必要があり、適格事業者の過度な負担となっていることから、4.1-3.31以外の会計年度での財務諸表等の作成・提出・公表を認めることとした上で、4.1-3.31以外の会計年度での財務諸表が提出された場合は、前年度収支が赤字であっても赤字とは扱わない（これらの区域での交付金を受け取ることが出来ない）こととする。

② 支援区域の指定・解除による第二種交付金の交付時期の統一（二号算定等規則20条）

第二種交付金の算定の基礎となる支援区域は、毎年、総務大臣が指定及び指定の解除を行うこととなっている。これにより、新たに支援区域として指定された区域に係る第二種交付金の交付を受けることが出来るのは、当該指定の翌々年度となるが、指定の解除により支援区域でなくなった区域に係る第二種交付金は、指定の解除と同時に交付を受けることができなくなっている。この交付の時期のずれを揃えるもの。

③ その他（二号算定等規則14条）

第二種交付金の算定に当たり、施設保全費については、適格事業者が算定した費用に、総務大臣が通知した手順による係数を乗じることとなっている。施設保全費のうち減価償却費は、当該係数を乗ずる必要がないにも関わらず、当該係数を乗ずる規定となっているため、修正を行うもの。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百十条の四第一項及び第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)
 第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)
 第四十条の四の五 [同上]

一 財務諸表(当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)

一 財務諸表

二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する收支の状況を示す様式第三十八の二の三の表(以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。)(当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)

二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する收支の状況を示す様式第三十八の二の三の表(以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。)

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域(当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。)が含まれる場合には、次に掲げる書類

五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域(当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。)が含まれる場合には、次に掲げる書類

イ 当該申請を行おうとする事業年度の前事業年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類

イ 当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類

ロ 略

ロ 同上

ハ 略

ハ 同上

ニ 第二号基礎的電気通信役務収支表(当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)

ニ 第二号基礎的電気通信役務収支表

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

<p>四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 〔五 略〕</p>	<p>四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 〔五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令）

第二条 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>第二章 第二種交付金</p> <p>〔第一節 略〕</p> <p>第二節 第二種交付金の額の算定方法等</p> <p>(第二種交付金の額の算定方法等)</p> <p>第五条 「略」</p>	<p>第二章 「同上」</p> <p>〔第一節 略〕</p> <p>第二節 第二種交付金の算定方法等</p> <p>(第二種交付金の額の算定方法等)</p> <p>第五条 「同上」</p>
<p>2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零)とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。</p>	<p>2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零)とする。</p>
<p>3 第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。ただし、当該控除して得た額を算定するために用いた第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。</p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>(第七条式による設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十四条 「略」</p>	<p>3 第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。</p> <p>〔4・5 同上〕</p> <p>(第七条式による設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十四条 「同上」</p>
<p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。</p> <p>一 施設保全費等 次に掲げる額</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)に当該手順において定める係数を乗じて得た額</p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費</p>	<p>2 「同上」</p> <p>一 施設保全費等 次に掲げる費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)</p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費</p>

<p>〔二〕四 略〕 (担当支援区域の指定の解除等に係る特例) 第二十条 法第百十条の三第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項及び次項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。 〔一・二 略〕</p> <p>2 前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めず(この章(この項を除く。)の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。)</p> <p>3 略〕</p>	<p>〔二〕四 同上〕 (担当支援区域の指定の解除等に係る特例) 第二十条 法第百十条の三第三項の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。 〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕 〔同上〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第四十条の四の五第一項及び第四十条の五の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うこれらの規定による書類の提出から適用する。

2 第二条の規定による改正後の第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「新算定等規則」という。）第五条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に行う同条の規定による第二種交付金の額の算定から適用する。

3 新算定等規則第十四条第二項第一号の規定は、施行日以後に行う同条第一項の規定による手順の通知から適用する。

4 新算定等規則第二十条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行う電気通信事業法第一百七条第二号の規定による第二種交付金の交付から適用する。